

令和6年（ネ）第3984号 損害賠償請求（国家賠償請求）控訴事件  
控訴人 江口 大和  
被控訴人 国

## 準備書面 (2)

令和6年12月12日

東京高等裁判所 第10民事部 御中

|          |     |         |                                                                                      |
|----------|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 控訴人訴訟代理人 | 弁護士 | 宮 村 啓 太 |   |
| 同        | 弁護士 | 趙 誠 峰   |   |
| 同        | 弁護士 | 高 野 傑   |  |

控訴理由書「第1 黙秘権侵害に関する原判決の判断の誤り」（3～20頁）について、以下のとおり補充して主張する。

### 第1 取調べの「供述を強制する雰囲気」を直視する必要性

#### 1 取調べの実態を直視しなかった原判決の判断

原判決は、黙秘権を行使している江口氏に対して延々と56時間以上にわたる取調べが行われたことが黙秘権侵害である旨の控訴人の主張について、「逮捕又は勾留されている被疑者が黙秘の意思を表明した場合において、検察官等が、その後も当該被疑者を取調べのために出頭、滞留させ、その取調べを継続したとしても、そのこと自体をもって、憲法及び刑訴法が保障する黙秘権を侵害するものということとはできない」と判示して退けた（12頁）。

この判示が取調べの実態を全く直視していないことは、控訴理由書に詳細に述べたとおりである。

安部祥太氏は、意見書（甲4）において次のとおり指摘している。

「このような理解（注・いわゆる取調べ受忍義務肯定説を前提に、黙秘している被疑者に対して説得をすることが許されとする理解）は観念的であり、身体拘束下の取調べに内在する『供述を強制する雰囲気』を直視していると

は言い難い。『供述の強要』と『説得』の峻別は、限りなく困難である。  
『取調官对被疑者』という状況のもとで、『真相への説得』が行われれば、それは、自白の強要と一步を隔てるにすぎない』ためである。」（36頁）

「被疑者の黙秘権が包括的黙秘権であり、黙秘する理由や黙秘する旨の意思表示さえ不要であることに鑑みれば、何も言わない被疑者に対して取調べを継続し、あるいは供述するよう『説得』することは、『供述の強制』そのものである。黙秘権を行使している被疑者に対して、捜査機関に許容される働きかけは、権利行使に関する意思確認を行う程度であろう。」（37頁）

原判決は、安部氏のいう「身体拘束下の取調べに内在する『供述を強制する雰囲気』」を全く直視することなく、取調べが延々と行われても黙秘権は侵害されないなどと結論付けてしまった。

## 2 アメリカのMiranda判決が直視した「供述を強制する雰囲気」における精神的な供述強要

アメリカでは、1966年のMiranda判決（Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436(1966)）が、それ以後の刑事実務に大きな影響を与えることとなった（甲48-1・2：判決及び訳文。以下、同判決について記載する頁数は甲48-2の訳文のものである。）。

Miranda判決は、まず次のとおり、取調べをめぐる課題は「精神的」強要であることを指摘している（6頁）

「われわれはここで、現代における身柄拘束下の取調べの実務が肉体的というよりは心理的な傾向を持っていることを再度強調したい。かつてわれわれが指摘したように、『チェンバース対フロリダ Chambers v. Florida, 309 U.S. 227 以来、強要（coercion）が肉体的のみならず精神的にも行われうるものであり、被告人の血のみが憲法に反する取調べの唯一の証左というわけではないということを当裁判所は理解してきた』。」

その上で同判決は、捜査官らが参照する「教科書」に次のような記載があることを引用する（8頁）。

「今まで述べたところでは、親切心と戦略に点がおかれていた。しかしながら、捜査官は、彼の全人格をぶつけることが結果を左右するという場面に非

常にしばしば遭遇するものである。情緒的な訴えや策略が役に立たないとき、彼は、一步も譲らないという抑圧的な態度を堅持すべきである。彼は容赦なく取調べを持続すべきであり、対象者に休止があることを期待できないと思わせなければならない。対象者を支配し、あくまでも真実を突き止める堅固な意志を以って相手を圧倒しなければならない。形式的に見て脅迫されたという訴えが可能と思われるときに、それを避けるのに必要な範囲で休止する以外は、何時間でも際限なく取調べを続けなければならない。重大事件では、何日間も取調べは持続されなければならない。その間、食事と睡眠のため以外に休止してはならない。しかも、休止の間も決して支配されているという雰囲気緩和してはならない。この方法によって、脅迫や強制に頼ることなしに、対象者を供述に導くことが可能となる。」

本件において川村検察官が用いた取調べ手法は、Miranda判決（1966年）以前にアメリカの捜査官向け「教科書」で推奨されていた上記手法そのものである。川村検察官は、「容赦なく取調べを持続すべき」との考えにより、江口氏に「休止があることを期待できない」と思わせるように矢継ぎ早に罵詈雑言を浴びせ続け、そして、「休止の間も決して支配されているという雰囲気を緩和してはならない」との考えにより、水を飲むのにもトイレに行くのにも自らの許可を得ることを求めた。我が国の取調べ実務は、アメリカのMiranda判決以前の実情にある。

しかし、Miranda判決は、このような「精神的」強要について、刑事手続の基本原則と相容れないとして否定した（10～11頁）。

「確かにこれは肉体的脅迫ではない。しかし等しく人間の尊厳を破壊するものである。現今の外界から遮断された取調べの実務は、我が国において最も大切にされてきた原理の1つ、すなわち、人は自らを罪に陥れる供述を強制されないということ、と敵対する。身柄拘束状態に内在する強制の要素を払拭するのに十分な保護的措置が採られない限り、被告人から獲得されたいかなる供述も真に彼の自由選択の産物ということとはできない。」

そして同判決は、次のようにあるべき取調べ実務を示している（18頁）。

「取調べの前あるいは取調べ中のどの段階であれ、個人が黙秘したい旨をいかなる方法でも示したならば、取調べは中止されなければならない。この時彼は第5修正の特権を行使する意思を表明したことになるのである。特権を

援用した後に得られた供述は、程度の差はどうあれ強制の産物以外の何物でもない。質問自体を中止させる権利がないならば、身柄拘束下の取調べという状況は、特権発動後も供述をさせるように個人の自由意志の上に作用するだろう。もしも個人が弁護士を求めると述べたならば、弁護士が現れるまで取調べは中止されなければならない。そのとき、個人は弁護士と相談する機会を与えられ、かつその後のいかなる尋問の間にも弁護士を立会わせる機会が与えられなければならない。もしも個人が弁護士を得ることができず、しかし警察に供述する前に弁護士を得たいとの意向を示したならば、警察官は彼の黙秘するという決断を尊重しなければならない。」

### 3 ドイツにおいても示されている取調べの実態を踏まえた判断

ドイツにおいても、被疑者の供述拒否権の行使により、その後の被疑者取調べは大きく制限されるか、または打ち切られる。

法務省の報告書においても、「被疑者が否認又は黙秘をすれば、取調べが打ち切れ、以後、取調べが実施されることはない。特に、いわゆる組織犯罪の場合、被疑者の多くは、捜査段階での供述を拒むことから、警察において供述意思を確認するために行われる数分間の取調べが、捜査段階の取調べの全てとなるといったケースも珍しくないようである」とされている（甲49：法務省報告書77頁）。そのような刑事実務となっているのは、ドイツの判例において、被疑者が供述拒否権を行使した後に多数の質問等を行うことは正当化されないとされているからである（甲50：斎藤司論文、甲51－1・2：判決及び訳文）。

これもまた、取調べの実態を踏まえた判断である。

### 4 諸外国から立ち遅れた我が国の刑事実務

以上のアメリカ及びドイツに例示されるとおり、諸外国では取調べの「供述を強制する雰囲気」が直視され、黙秘している被疑者に取調べを強制することはされていない。

これに対して、黙秘している江口氏に対して56時間以上にもわたる取調べが行われた我が国の刑事実務は、諸外国には決して見られない異常なものである。我が国においても、録音録画記録媒体によって取調べの実態を把握することが可能になった現時点においてこそ、取調べの「供述を強制する雰囲気」を直視した判断が示される必要がある。

## 第2 裁判所によって取調べの「供述を強制する雰囲気」を直視した判断が示される重要性

### 1 頻発している黙秘権侵害行為

控訴理由書において、黙秘している被疑者に対して検察官が約205時間にも及ぶ取調べをしたとして国家賠償請求訴訟が提起された事案があることを指摘した(甲47)。このような事案は決して珍しいものではなく、遺憾ながら我が国においては黙秘権を軽んじる刑事実務が横行してしまっている。

近時、最高検察庁が「不適正な取調べ」と認定した次のような事例が報道されている(甲52:報道記事)。すなわち、殺人未遂の被疑事実で身体を拘束されている被疑者が取調べにおいて黙秘権を行使したにもかかわらず、検察官は取調べを継続し、

「憲法とか法律の専門家は私も含めてメジャーリーガーだとして、木村さんは小学校の低学年くらいの知識は持たれている」

「さほど勉強とかも得意じゃなかったと思うけど、法律をかじって、自分がわかったつもりになってるのはすごくかわいいなって思う」

などと侮辱しつつ、ほぼ連日、長い日で7時間以上にもわたる取調べを行ったとされている。これも、「説得」の名目で取調べを継続することにお墨付きを与えてしまえば、取調べによる供述の強要を招くことになることを示している事例である。

### 2 川村検察官の象徴的な発言

江口氏の取調べをした川村検察官は、裁判所が勾留期間延長決定に対する準抗告を棄却したことを取り上げ、我が意を得たりとばかりに、江口氏に対して得意げに「自白を強要するのは、黙秘権の侵害だとか、わけのわからないことを(笑)主張して」「裁判所、むしろそれを、その主張を排斥するために、今後あなたの取調べをする必要があるということをはっきりと書いてくれてるわけで」などと言い、いっそう苛烈な取調べを行うようになった(乙4・平成30年10月28日11:39:23)。一審判決はこの発言を適法としたが、この判断が誤りであることは、控訴理由書21頁以下に述べたとおりである。本件において裁判所が黙秘権侵害を認めなければ、これと同じようなことが全国の実調室でまた繰り返される。

そのような黙秘権侵害行為を止められるのは裁判所のみである。本件においてこそ、取調べの実態を踏まえて「供述を強制する雰囲気」を直視し、黙秘権保障の趣旨に立ち返った判断がなされるよう、切に求める。

以上